

平成 28 年 5 月 31 日
商 工 中 金

「平成 28 年熊本地震による災害」により被害を受けた中小企業等の皆さまへ ～危機対応業務の拡充～

商工中金は、平成 28 年熊本地震の発生を受け、「平成 28 年熊本地震による災害に関する特別相談窓口」を全営業店に開設し、被害を受けられた中小企業等の皆さまからの借入等のご相談に対応してまいりました。

今般、平成 28 年度補正予算が成立したことから、既存の制度の内容を拡充した以下の資金繰り支援策を平成 28 年 6 月 1 日（水）から実施します。

商工中金は、本制度を活用して、被害を受けられた中小企業等の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、危機対応業務の指定金融機関として懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

< 「熊本地震特別貸付」の概要 >

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
①今般の地震により直接被害を受けた中小企業者等	◆ 貸付限度額 3 億円 (組合の場合は 9 億円) ◆ 貸付期間 最大 20 年（設備）、15 年（運転）	◆金利引下げ措置（利子補給）（注 2） ・基準金利（注 1）から▲0.5%。 ・貸出後 3 年間は、1 億円まで▲0.9%。 (利子補給を受けるためには罹災証明書等が必要)
②今般の地震の直接被害者と直接取引のある中小企業者等	◆ 据置期間 ①最大 5 年 ②最大 3 年	◆金利引下げ措置（利子補給）（注 2） ・基準金利（注 1）から▲0.3%。 ・貸出後 3 年間は、3,000 万円まで▲0.5%。 (利子補給を受けるためには被害証明書（※）が必要) ※直接被害者との一定以上の取引が要件
③サプライチェーン影響（※）を受けた中小企業者等 ※今般の地震の直接被害者と直接または間接の取引関係を有する方（被害報告書が必要）	◆貸付限度額 7 億 2,000 万円 ◆貸付期間 最大 15 年（設備）、8 年（運転）	◆金利引下げ措置（利子補給）（注 2） ・期間限定なく、当金庫所定の利率から▲0.3%
④風評被害等による影響を受けた中小企業者等 (沖縄県を除く九州地区に事業所がある方に限る)	◆据置期間 最大 3 年	

注 1：平成 28 年 5 月 18 日現在、貸付期間 5 年の場合で、1.30%（基準金利は毎月 1 回改定）。

注 2：金利引下げ分の利子補給金は、後日入金（6 か月毎）となります。

※ お申込みに際しては、当金庫所定の審査が必要となります。